

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

第一 参議院議員の定数の改正

一 参議院議員の定数は二百四十八人（現行二百四十二人）とし、そのうち、百人（現行九十六人）を比

例代表選出議員、百四十八人（現行百四十六人）を選挙区選出議員とすること。（第四条第二項関係）

二 参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改める
こと。

選挙区 議員数

埼玉県 八人（現行六人）
(別表第三関係)

第二 参議院比例代表選出議員の選挙制度に係る改正

一 参議院名簿における優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位の区分記載

参議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体は、参議院名簿の届出をする場合に、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分して当該参議院名

簿に記載することができるものとすること。

(第八十六条の三第一項後段関係)

二 一の候補者の有効投票

一により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者の有効投票は、当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の有効投票とみなすものとすること。

(第六十八条の三関係)

三 参議院名簿に一の候補者が記載されている場合の当選人となるべき順位

参議院名簿届出政党等であつて、その届出に係る参議院名簿登載者のうちに一により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者があるものの届出に係る各参議院名簿において、当該参議院名簿登載者の当選人となるべき順位は、他の参議院名簿登載者の当選人となるべき順位より上位とし、当該その他の参議院名簿登載者の間における当選人となるべき順位は、その得票数の最も多い者から順次に定めるものとすること。

(第九十五条の三第四項関係)

四 一の候補者の選挙運動

一により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、参議院名簿登載者としての選挙運動である選挙事務所の設置、自動車等の使用、文書図画の頒布及び掲示、個人演説会並びに街頭演説は認めないものとすること。ただし、電子郵件を利用する方法による文書図画の頒布は、参議院名簿届出政党等の文書図画の頒布とみなして、することができるものとすること。

(第一百三十条第一項第三号等関係)

五 選挙公報の掲載文

選挙公報の掲載文に關し、一により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、当該参議院名簿届出政党等に係るその他参議院名簿登載者の氏名等と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、その氏名、経歴及び当選人となるべき順位を記載すること等により、参議院名簿登載者の紹介に努めるものとすること。

(第一百六十八条第三項関係)

六 投票記載所の氏名等の掲示

投票記載所の氏名等の掲示に關し、一により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び順

位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、当該参議院名簿届出政党等に係るその他の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該その他の参議院名簿登載者の氏名の次に、氏名及び当選人となるべき順位の掲示の掲載をするものとすること。

(第一百七十五条第五項関係)

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 適用区分

1 第二は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例によるものとすること。

2 第一は、施行日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに

係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例によるものとすること。

（附則第二条関係）

三 参議院議員の定数に関する特例

参議院議員の定数は、第一の一にかかわらず、平成三十一年七月二十八日又は平成三十一年に行われる通常選挙の期日の前日のかれか遅い日までの間は、二百四十二人とし、当該遅い日の翌日から平成三十四年七月二十五日までの間は、二百四十五人とするものとすること。

（附則第三条関係）

四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。